

再犯防止とウェルビーイング再考 —リスクからつながりへ—

理論研究ユニット対象論グループ研究分担者
東洋大学社会学部社会福祉学科 准教授
戸井 宏紀

キーワード：再犯防止、ウェルビーイング、刑事司法、
ソーシャルワーク

論を概観した上で、社会福祉におけるウェルビーイング
実現の視点から、刑事司法に関与した人も含めたつ
ながりがある社会に向けた課題を検討していく。

はじめに

再犯の防止等の推進に関する法律（2016年12月施行、
以下再犯防止推進法）に基づき、再犯防止推進計画が
翌年12月に閣議決定され、「犯罪をした者等が、その特
性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切
れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援
を受けられるようにすること」とする基本方針が掲げ
られた。

再犯防止推進法において国と地方自治体の役割と責
務が明示されたことにより、刑事司法に関与するこ
とになった様々な生活課題を抱える人に対する支援は、
これまでの特定の地域や一部の関係機関による連携か
ら、地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとし
て捉えていくことが求められてくる。こうした中、全
国各地で地方再犯防止推進計画の策定に取り組む自治
体が次第に増えてきており、刑事司法に関与した複合
的な生活課題を抱える人に対して、地域包括ケアシ
ステムの構築を推進し深化させる中で、地域福祉の課題
として取り組んでいこうとする視点も生まれつつある。

刑事司法と社会福祉の制度や政策が、これまで以上
に相互に影響を及ぼし合う状況のもと、本稿では、再
犯防止に向けた施策の背景にあるパラダイムと関連理

1. 再犯防止をめぐる近年の動向

2000年代以降の刑事司法と社会福祉の領域をつなぐ
実践は、当初は罪を犯した高齢者や障害者への個別支
援を中心として進められてきた。再犯防止推進法の制
定により、再犯防止推進計画のもと、地方自治体にお
ける地方再犯防止推進計画の策定が進み、従来の刑事
司法システムの視点に立った再犯防止への制度的な取
り組みに加えて、地域を基盤とした社会福祉実践が必
要な時期に来ている。

一方、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推
進していく中では、包括的支援体制への移行に向けて、
各自治体や地域の状況に適した体制を構築していくこ
とが求められるが、その際に刑事司法に関与した人の
社会復帰に向けた課題を包摂し、検討していくことは
ほとんど想定されてこなかった。しかしながら、再犯
防止推進法において国と地方自治体の役割と責務が明
示されたことにより、刑事司法に関与した人に対しても、
特定の地域や一部の関係機関による連携のみならず、
固有の生活課題を抱える住民の一人として、地域
共生社会の実現に向けた取り組みの中に位置づけて、
包括的に支援していくことが求められてくる。

刑事司法の領域で再犯防止の推進が重要な政策目標となる一方、社会福祉においては、人びとのウェルビーイングの実現を目指して、様々な主体による地域に根ざした取り組みが展開される。その担い手の一員として刑事司法システムに関わるソーシャルワーカーも、グローバル定義に示されるように、ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人びとやさまざまな構造に働きかけていくことが使命となる (International Federation of Social Workers, 2014)。

再犯防止の推進は、2021年3月に京都市で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議でも、国際社会における刑事司法の重要な課題の一つとして議論されることになった。国連犯罪防止刑事司法会議は、5年に1度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議として、同分野における取り組みや国際協力のあり方について各国の刑事司法関係者が議論を行い、その成果として国連および加盟国の政策の中長期的な指針となる政治宣言を採択するものである (法務省, 2021)。この会議では、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) を中心に据えた議論が展開される中で、法の支配が誰一人取り残さない社会を目指す「持続可能な開発」の実現の礎となることを確認し、最終的に「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」が採択された。

この京都宣言は総論と各論から構成されるが、各論において各国は、以下の取り組みを行うこととされた。

1. 犯罪防止の推進 (Advancing crime prevention)
2. 刑事司法制度の推進 (Advancing the criminal justice system)
3. 法の支配の推進 (Promoting the rule of law)
4. あらゆる形態の犯罪を防止し、それに対処するための国際協力と技術支援の推進 (Promoting international cooperation and technical assistance

to prevent and address all forms of crime)

この各論の第二番目の項目である「刑事司法制度の推進」では、さらに小項目として、(1)被害者の権利保障と証人及び通報者の保護: Safeguarding victims' rights and protecting witnesses and reporting persons、(2)刑務所の状況の改善: Improving prison conditions、(3)更生と再統合を通じた再犯防止: Reducing reoffending through rehabilitation and reintegration、(4) 刑事司法制度におけるジェンダーの視点の主流化: Mainstreaming a gender perspective into criminal justice systems、(5)刑事司法制度と接点をもった子どもと若者の脆弱性への対処: Addressing the vulnerabilities of children and youth in contact with the criminal justice system、(6) 犯罪捜査手続の向上: Improving criminal investigation processes の6つの政策課題が提示された。

ここに、SDGsにおける「誰一人取り残さない社会」の理念のもと、国際社会において「更生と再統合を通じた再犯防止」に取り組んでいくことについて、加盟国の合意が形成されることになったのである (法務省, 2021)。

このように、再犯防止は国内のみならず、国際的にも刑事司法の主要な政策目標として位置づけられるようになってきているが、刑事司法と社会福祉の領域をつなぐ実践においては、刑事司法の目的と、人びとのウェルビーイングの実現を目指していく社会福祉の価値との対立を巡る課題も指摘されている。例えば土井 (2018) は、再犯防止の推進は、刑事法の基本原則を損なうことなく、社会福祉の目的である「本人の生活の質の向上」を尊重しつつ、様々な生きづらさを抱えた人の生存権や幸福追求権など、本人の主体性を尊重した権利論からの検討が必要であることを指摘する。そして再犯防止は、人びとの権利が実現され、自立的な生活が維持できるようになったことの反射的効果と捉えるべきであるという立場から、再犯防止が総合目的化していくことに対する問題提起を行っているのでは

る（土井 2018：4）。

2. 刑事司法と社会福祉の価値と葛藤問題

刑事司法と社会福祉双方の領域が接近し、協働的取り組みが進む中で、それぞれの理念や価値の相違から、その担い手が実践上の困難を抱えることも少なくない。例えば、2000年代前半に、刑務所をはじめとする法的権力が行使される司法機関内部へと入っていった社会福祉士や精神保健福祉士の多くが、こうした困難や葛藤を経験するとともに、場合によっては機関内で実践を継続していくことが難しくなるケースも生じている。

このような状況は、日本に限られたものではなく、また歴史的にも継続してきたものである。筆者による文献調査の限りでは、1920年代前半から約100年にわたり刑務所内でソーシャルワーカーが活動している米国においても、こうした困難な実践の状況が多くの研究の中で報告されている。それらによればソーシャルワークは、クライアントの権利擁護と、所属機関が求める責務との間の役割葛藤を常に伴う、極めてストレスフルな職業であるとされる（Lloyd et al., 2002）。また、刑務所における組織の哲学が、ソーシャルワークの価値と相反すると信じている実践者は、専門職として刑務所の中で機能することに、大きな困難を感じていると言う（Patterson, 2019; Severson, 1994）。そして、個人の尊厳、自己決定、社会正義の追求という、ソーシャルワーク専門職の価値は、秩序、管理、処罰といった刑事司法システムの価値と、長年にわたり対峙してきたのである（Gumz, 2004; McNeece & Roberts, 2001）。

刑事司法の理念については、日本においても2000年代以降に制定された主要な法律である、更生保護法や再犯防止推進法の目的から捉えていくことができる。それぞれの法律の第一条には、「再犯の予防」、「改善更生」、「犯罪の予防活動」、「社会の保護」といった言葉

とともに、その理念と目的が示されている。

再犯防止が刑事司法の主要な政策課題となっている現在においては、刑事司法と社会福祉それぞれのシステムが内包する理念や価値の相違を乗り越えて、複合的かつ固有の生活課題を持つ人も包摂した、つながりがある社会に向けた支援の取り組みが求められる時代になってきている。こうした状況を踏まえ、再犯防止を目的とした現状の施策の背景にあるパラダイムと、その課題について概観していきたい。

3. リスクパラダイムとその限界

再犯防止を中心に置いた刑事司法の政策は、国際的な潮流であるリスクパラダイムの中に位置づけることができる。ここで用いるリスクパラダイムとは、刑事司法におけるリスク評価のプロセス、そこから派生する介入や治療方法、それらを支える基礎的な理論や信念を包括する概念であると定義することができる（Robinson, 2016）。

先述の第14回国連犯罪防止刑事司法会議の京都宣言では、各論の一つである「刑事司法制度の推進」の中で、「更生と再統合を通じた再犯防止」を掲げるとともに、いくつかの具体的な施策を明示している。その第一の施策は、「犯罪者のニーズ及びリスクの個別評価に基づく効果的な処遇プログラムを企画し、実施することを含め、矯正施設における更生環境を改善し、犯罪者が社会復帰に必要な技能を身につけることを支援するため、職業訓練及び技術訓練並びに教育プログラムへのアクセスを提供する」ことである（法務省, 2021）。

再犯のリスクに焦点を当てた犯罪者処遇プログラムは、BontaとAndrews（2017）によるリスク・ニーズ・治療反応性（Risk-Needs-Responsivity、以下RNR）モデルを基盤として多くの国で実行され、その効果が実証されつつある。日本においても法務省では、RNRモデルに基づいて「受刑者用一般リスクアセスメントツール（G

ツール)」を開発し、刑事施設に収容された人に対する処遇決定への活用が進められている(法務省, 2020)。

一方、犯罪者処遇におけるリスク評価を中心としたリスクパラダイムに対しては、犯罪学や法社会学、そしてソーシャルワークを専門とする研究者から、その課題と限界点を指摘されるようになってきている。例えばGarland (1997) は、イギリスやアメリカなどの近代後期の刑罰制度の変遷の中では、更生(rehabilitation)の意味と地位が、重要な側面に変化してきていると捉えている。そして更生は、リスク管理体制の中で再認識されつつあり、自己管理、リスクの軽減、治安の向上など、リスク管理の道具として用いられることが多くなってきたと指摘している。

更生と再統合を進める上では、社会的に不利な状況におかれた個人と環境をどのような視点で捉えていくかも重要になるが、リスク評価ツールで特定される危険因子は、社会的に構造化されたものであるとする見方もある。つまり、罪を犯した人が高リスクであると判断されるのは、家族のサポートを得ることができない、教育水準が低い、失業している、住居が無い、などの理由からであって、リスクパラダイムのもとでは貧困、失業、社会的不正といった問題が個人の欠陥に転化され、不利な状況の永続につながっているという側面に注目していくのである(Trotter, McIvor, & McNeill, 2016)。

また、リスクアセスメントが実際には意図した通りに実施されていなかったり、手法のずれといった問題があることを、多くの研究が指摘している。例えばTrotter (2016) は、前科や年齢など、いくつかの重要な危険因子を特定するだけでは、アセスメントとして有効でないことを示して、リスクよりも、罪を犯した人の向社会的な側面に重点を置いた支援が必要であると主張する。

リスクパラダイムにおける刑事司法とその実践が、標準化されたツールや行動プログラムによって再犯のリスクを管理することに焦点を絞りすぎている点も、課

題として指摘されている。こうした立場からは、罪を犯した人への行動プログラムを定型化することよりも、人びとの関係性の中で変化を協働的に創出することに焦点を当てて、その人に固有の強みと才能を見つけることを重視した取り組みが進められていく。

この点についてMcNeill (2016) は、リスクに焦点を当てた言説や実践が支配的になると、社会復帰に向け生活に前向きな変化を促そうとする試みを、間接的にせよ損なってしまう、結果として変化から生じるかもしれない様々な社会的財が損なわれるという、リスクパラダイムの限界点について言及する。そして、リスクパラダイムの中で実践するソーシャルワーカーが、刑事司法に関与した人をリスクの塊とみなして扱うときに、本人が持つストレスや潜在能力、そして究極的にはその人の人間性を軽視することによって、専門職の価値と倫理を見失うという危険を冒すことになると指摘する。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議では、「再犯防止：リスクの特定とその解決策 (Reducing Reoffending: identifying risks and developing solutions)」と題するワークショップが開催された。その基調講演者であったMcNeillは、刑事政策における懲罰的な対応は社会的統合を妨げ、再犯の増加につながるものであり、こうした政策による社会の不安定化は、持続可能な開発目標(SDGs)と真っ向から対立しているとして、ステイグマ化と刑事罰が、更生のプロセスを遅らせることを示唆するエビデンスが増えてきていることに言及した。その上で、再犯率をはじめとする再犯データは、犯罪からの離脱の成功を測る限られた尺度であり、社会統合の手段や指標は、雇用、住居、教育、健康、ウェルビーイングにあることに触れ、これらの分野での成功は、社会的なつながりに支えられ、身につけた知識や技能、安全や安定の感覚によって促進されることを強調した(McNeill, 2021)。

以上、再犯防止に向けた施策の基盤となっているリスクパラダイムの課題と限界について概観してきたが、

次節においては、その限界点を越えていこうとする新たな概念枠組みと、その特徴について述べていきたい。

4. ウェルビーイングを位置づける 試み

(1) ウェルビーイング開発モデル

リスクパラダイムの限界を超えて、刑事司法システムに関与した人びとの社会的再統合を達成するためには、現在の社会復帰支援を導いているリスク志向の概念的枠組みから脱却していくことが求められる。こうした問題意識に立ち、人びとのウェルビーイングを高めることを目的とした次世代の社会復帰支援策の開発、設計、実施、評価を支援するための新しい概念枠組みとして提案されたのが、Well-Being Development Model (以下、ウェルビーイング開発モデル) である (Pettus et al., 2021)。

このモデルにおいてウェルビーイングとは、心理社会的な幸福に焦点を当てて、自分の人生に満足し、生産的に関与している状態のことであり、心理的、社会的に、そして職業において潜在能力を十分に発揮している状態であると定義される。社会復帰に向けたサービスやプログラムに活用される主流のモデルとは対照的に、ウェルビーイング開発モデルは、刑事司法システムに関与した人がしばしば直面することになる共通の生活課題や障壁に対処しながら、人間としての可能性を最大限に発揮できるよう働きかけていくための概念枠組みとして提示されている。

Pettusら (2021) によれば、2000年代以降の米国連邦政府の政策やプログラムは、教育と健康分野をはじめとして、児童福祉、高齢者福祉、そして地域福祉の領域においても、ウェルビーイングを志向したものへと移行してきていると言う。そしてウェルビーイングの実現は、刑事司法システムに関与した人にとってはと

りわけ重要であると強調する。なぜならば、ウェルビーイングが存在することが、生活上のストレスや困難に直面した際に、本人にとっての重要な保護因子となるからであるとする。

(2) モデル開発の背景

これまでの犯罪者処遇モデルの多くは、RNRモデルを代表として、心理学や犯罪学を学問的基盤として開発されてきたのに対し、ウェルビーイング開発モデルは、ソーシャルワークの視点からリスクパラダイムの限界を超えていこうとするものである。そこでは心理的側面のみならず、貧困や劣悪な居住環境、健康問題、差別、社会的排除、社会的資源へのアクセス不足など、社会構造の負の要因が、ある特定の人口集団の生活に集中的に影響を及ぼしている状況に焦点を当てていく。そして、これらの構造的・社会的格差につながる要因を特定し、ウェルビーイングの実現を助けることによって、個人を刑事司法制度に関与することから遠ざけるように働きかけていくのである。

本モデルを開発するにあたりPettusら (2021) は、既存の理論的文献をレビューした上で、犯罪者処遇プログラムの主要なモデルとなっているRNRモデルの構成要素を念頭に、幅広い人口集団に適用できるように、測定可能な構成要素を特定することが可能な4つの理論モデル (Psychological Well-Being Model、セリグマンのPERMA Model、Leisure and Well-Being Model、Good Lives Model) を対象に加えて検討している (表1を参照)。これらの理論モデルの構成要素を比較すると、ウェルビーイング開発モデルが、リスクパラダイムにおける既存モデルの課題を踏まえ、その限界をどのように乗り越えていこうとしているか、うかがい知ることができる。

例えばRNRモデルでは、犯罪指向的態度、反社会的パーソナリティ・パターン、低学歴・職歴、物質乱用、犯罪指向的交友、レジャー・レクリエーションの欠如、

家族関係や他の人間関係の悪さ、として捉えていたものを、ウェルビーイング開発モデルにおいてはそれぞれ、健康的な思考パターン、意義ある職歴、効果的な対処戦略、積極的な社会参加、良好な対人関係として捉え直し、ウェルビーイング実現のための5つの構成要素として位置づけている。なお、ウェルビーイングの開発を促進するこれら5つの構成要素の定義は、表2に示している。

(3) モデルの特徴

刑事司法と社会福祉の領域をつなぐ実践が展開される中、それぞれが内包する理念や価値の相違は、その処遇や支援の対象となる人と環境をどのように捉えていくかという視点に特徴的に表われてくる。再犯の防止が刑事政策の主要な目標となっている現在、罪を犯した人に対するリスクアセスメントの基盤である3原則（リスク原則・ニーズ原則・治療反応性原則）を拠り所とするRNRモデルは、リスクパラダイムと符合して、多くの国々で実践への適用が進められている。一方で、個人が持つストレスと人間の持つ可能性に信頼を置いて、リスクパラダイムを乗り越えていこうとするウェルビーイング開発モデルの特徴は、以下の通り整理できる。

- ・ 刑事施設に収容された人を、犯罪のリスクをコントロールしなければならない受動的で無能力な人としてではなく、人生の構築や再建に向けた取り組みに積極的に参加し、社会復帰に向けたサービスやプログラムを受けるのに値する有能な人として捉える。
- ・ RNRに代表されるリスクパラダイムの主流モデルの概念的枠組みの限界を捉え、ウェルビーイングを発展させるポジティブな行動の促進に焦点を当て、ウェルビーイングの向上が最終的に社会復帰の成果を改善し、結果として刑事施設に戻ることを減少させていくことを示す。
- ・ 有意義な仕事や、社会とのつながりによる非公式な

社会的コントロールなど、個人を最も効果的に犯罪から遠ざけることが示されている保護因子に焦点を当て、社会復帰の成功の証として再犯率のみに注目することからの転換を目指す。

- ・ ウェルビーイングに焦点を当てることで、罪を犯した人の社会復帰に関する全人的な政策の枠組みを提供し、個人が地域社会への復帰をどのように成功させるかに重点を置くとともに、プログラムの失敗（再犯）を減らすという政策目標に対して説明責任を果たすことができる。
- ・ 個人とプログラムの成功を評価する枠組みを実務家、研究者、政策立案者に提供することにより、刑事司法の分野が再犯防止中心の概念を超えて、人間のウェルビーイングの実現に焦点を当てるよう働きかけ、刑事司法制度全体のパラダイムシフトを促すことを目指す (Pettus et al., 2021, p. 452)。

これまで見てきたように、リスクパラダイムの限界を超えて、刑事司法システムに関与した人びとの社会的再統合を達成するための実践に、再犯防止ではなく、人びとのウェルビーイングを位置づけていこうとする試みが始まりつつある。ウェルビーイング開発モデルを活用することで、刑事司法に関与した人の生活にどのような影響を与えるかを明らかにするための、実証的な研究への取り組みも進められている (Veer et al., 2018, 2021)。各国の社会的文化的背景にも配慮した上で、リスクパラダイムを超えて本モデルを実践に活用することにより、人びとのウェルビーイングがどのように実現されていくのか、研究結果の検証をさらに積み重ねていく必要がある。

表1 ウェルビーイング開発モデルと既存理論の構成要素

Risk-Needs-Responsivity (RNR) Model	Psychological Well-Being Model	PERMA Model	Leisure and Well-Being Model	Good Lives Model (GLM)	Well-Being Development Model (WBDM)
犯罪指向の態度、反社会的パーソナリティ・パターン	自己受容、人格的成長、人生における目的	ポジティブ感情		心のやすらぎ、創造性、知識	健康的な思考パターン
低学歴・職歴		人生の意味や意義の自覚、達成感	職業的ウェルビーイング	仕事での卓越した技能	意義ある職歴
物質乱用	環境制御力、自律性			スピリチュアリティ、生活、自律性	効果的な対処戦略
犯罪指向の交友、レジャー・レクリエーションの欠如		物事への積極的な関わり	ウェルビーイングを支える余暇の価値を高める	余暇やレクリエーション活動での卓越、喜び	積極的な社会参加
家族関係や他の人間関係の悪さ	積極的な他者関係	他者とのよい関係	ウェルビーイングに必要な資源を開発する	つながり、コミュニティ	良好な対人関係

注：Pettusら（2021）をもとに筆者が加筆して作成。

表2 ウェルビーイングの開発を促進する5つの構成要素

構成要素	定義
健康的な思考パターン Healthy thinking patterns	適応的な精神的行動またはプロセス、共感の存在、向社会的行動を促進する価値観や規範の受容または内面化。
意義ある職歴 Meaningful work trajectories	個人の目標や能力と、その職業における要求との間の持続的な適合性。
効果的な対処戦略 Effective coping strategies	短期的にも長期的にも有害でない方法で、内的/外的ストレスを管理・軽減するために取られる適応的な行動および心理的努力。
積極的な社会参加 Positive social engagement	社会的に有益な目的のために組織され、直接または間接的に他者を巻き込み、自由裁量で行われ、楽しいと感じる社会的経験に個人が従事している状態。
良好な対人関係 Positive interpersonal relationships	公式または非公式な社会的文脈の中で、短期間から永続的な期間にわたって個人的に発生する2人の人間の関係性。その関係は信頼できるもので相互に有益であり、心理的なウェルビーイングを高める。

注：Pettusら（2021）をもとに筆者が加筆して作成。

おわりに

本論は、刑事司法と社会福祉の制度・政策が、2000年代以降、とりわけ再犯防止推進法の施行後これまでに以上相互に影響を及ぼし合う状況のもと、再犯防止に向けた施策とその背景にあるパラダイムと関連理論を概観し、社会福祉におけるウェルビーイング実現の視点から、刑事司法に関与した人も含めたつながりがある社会に向けた課題を検討していくことを目的とした。

先の第14回国連犯罪防止刑事司法会議では、再犯防止を重要な政策課題に据えて議論が進められる中、京都宣言後の成果展開（レガシー）として、日本が再犯防止国際準則の策定を主導することにより、司法外交を推進していく方向性が示されている（法務省、2021）。

一方、McNeill（2021）が同会議の講演において指摘したように、再犯率といった再犯データは、リスクパラダイムの中で犯罪からの離脱の成功を一つの側面から測る尺度であって、雇用、住居、教育、健康、そしてウェルビーイングの実現を目指した再統合の成功は、社会的なつながりによって促進されるという視点も重要になってきている。こうした考えは、再犯防止は人びとの権利が実現され、自立的な生活が維持できるようになったことの反射的効果と捉えるべきであるという立場から、再犯防止が総合目的化していくことに問題提起を行う土井（2018）の視点にも通じるものである。

このような現状を踏まえ本稿では、刑事司法におけるリスク評価のプロセス、そこから派生する介入や治療方法、それらを支える基礎的な理論や信念を包括する概念としてのリスクパラダイムの限界を巡る議論と研究動向を概観した上で、リスクパラダイムを超えて、人間のウェルビーイングを刑事司法と社会福祉をつなぐ実践に位置づけていくための、理論的試みについて論述してきた。

刑事司法と社会福祉をつなぐ取り組みが進む中、再犯防止を目標とした実践に戸惑い、困難を抱える社会

福祉関係者やソーシャルワーカーも少なくない。それは、ソーシャルワークのグローバル定義において共有されているように、個人の尊厳、自己決定、社会正義の追求に価値を置いて人びとのウェルビーイングの実現を目指すときに、刑事司法システムの目的との相違を巡って葛藤を抱くことになるからである。

刑事司法に関与した人を対象とした社会復帰支援は、リスクの個別評価に基づいたサービスやプログラムが主流となっているが、本論ではリスクパラダイムの限界を超えていくための試みとしてウェルビーイング開発モデルを取り上げた。ウェルビーイング開発モデルは、ソーシャルワークの価値を基盤として、刑事司法システムに関与した人が直面する共通の生活課題や社会的障壁に対処しながら、人間の持つ可能性を最大限に発揮できるよう働きかけていくための、理論的枠組みとして提示されている。それは、刑事司法システムの中心に置かれた再犯防止の理念を超えて、ウェルビーイングの実現に取り組みの焦点を移行するよう促し、刑事司法制度全体のパラダイムシフトを図っていくことを目指すものである。

再犯防止推進法のもと、地方自治体において地方再犯防止推進計画の策定が進む中では、刑事司法に関与した複合的な生活課題を抱える人も、地域共生社会の実現に向けた取り組みの中に位置づけて、包括的に支援していくことが必要になってくる。リスクパラダイムを基盤とした司法実践と、人びとのつながりの中からウェルビーイングの実現を目指していく地域福祉実践の協働作業に向けた、理論の構築とさらなる研究が求められる。

謝辞

本報告は、JSPS科研費18K02120の助成を受けた研究成果の一部である。

参考文献

- Bonta, J., & Andrews, D. A. (2017). *The psychology of criminal conduct* (6th ed.). New York: Routledge. (= 2018, 原田隆之訳『犯罪行動の心理学』北大路書房.)
- 土井政和 (2018)「第1章 「刑事司法と福祉の連携」の権利論的構成—「再犯防止推進計画」の批判的検討を通して—」刑事立法研究会編 『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社, 3-23.
- Garland, D. (1997). 'Probation and the reconfiguration of crime control', in R. Burnett (ed.) *The probation service: Responding to change*, Proceedings of the Probation studies unit first colloquium, pp. 2-10. Probation studies unit report No. 3, Oxford: University of Oxford Centre for Criminological Research.
- Gumz, E. J. (2004). American social work, corrections and restorative justice: An appraisal. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 48, 449-460.
- 法務省 令和2年版再犯防止推進白書(2020) 2022年12月31日閲覧 <https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/index.html>
- 法務省 令和3年版再犯防止推進白書(2021) 2022年12月31日閲覧 <https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi3/>
- International Federation of Social Workers. (2014). *Global definition of the social work profession*. (= 2015, 社会福祉専門職団体協議会・(一社)日本社会福祉教育学校連盟訳『ソーシャルワーク専門職のグローバル定義』日本ソーシャルワーカー連盟。) 2022年12月31日閲覧 https://jfsw.org/definition/global_definition/
- Lloyd, C., King, R., & Chenoweth, L. (2002). Social work, stress and burnout: A review. *Journal of Mental Health*, 11, 255-265.
- McNeece, C. A., & Roberts, A. R. (2001). Adult corrections. In A. Gitterman (Ed.), *Handbook of social work practice with vulnerable and resilient populations* (pp. 342-366). New York: Columbia University Press.
- McNeill, F. (2016). The collateral consequences of risk. In C. Trotter, G. McIvor, & F. McNeill (Eds.), *Beyond the risk paradigm in criminal justice* (pp. 143-157). London : Palgrave.
- McNeill, F. (2021). 'Reducing reoffending and enabling reintegration', *Reducing reoffending: Identifying risks and developing solutions*, pp. 31-44. Fourteenth United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice report of the workshop, Tokyo: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI).
- Patterson, G. T. (2019). *Social work practice in the criminal justice system* (2nd ed.). New York: Routledge.
- Pettus, C., Veeh, C. A., Renn, T. R., & Kennedy, S. C. (2021). The Well-Being Development Model: A theoretical model to improve outcomes among criminal justice system-involved individuals. *Social Service Review*, 95, 369-559.
- Robinson, G. (2016). The rise of risk paradigm in criminal justice. In C. Trotter, G. McIvor, & F. McNeill (Eds.), *Beyond the risk paradigm in criminal justice* (pp. 9-23). London : Palgrave.
- Severson, M. M. (1994). Adapting social work values to the corrections environment. *Social Work*, 39, 451-456.
- Trotter, C. (2016). Risk assessment in practice. In C. Trotter, G. McIvor, & F. McNeill (Eds.), *Beyond the risk paradigm in criminal justice* (pp. 49-60). London : Palgrave.
- Trotter, C., McIvor, G., & McNeill, F. (2016). Changing risks, risking change. In C. Trotter, G. McIvor, & F. McNeill (Eds.), *Beyond the risk paradigm in criminal justice* (pp. 239-245). London : Palgrave.
- Veeh, C. A., Renn, T., & Pettus-Davis, C. (2018). Promoting reentry well-being: A novel assessment tool for individualized service assignment in prisoner reentry programs. *Social Work*, 63, 91-96.
- Veeh, C. A., Renn, T., Kennedy, S., & Pettus, C. (2021). *Measuring well-being during reentry*. Institute for Justice Research and Development, College of Social Work, Florida State University.